

一般財団法人への移行のお知らせ

財団法人機械振興協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、本年四月一日付にて一般財団法人へ移行し、一般財団法人機械振興協会となりました。

つきましては、これを機に我が国機械産業の更なる発展に向け努力いたす所存でございますので、今後とも一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 名称

平成23年4月1日から、「一般財団法人機械振興協会」となります。

2. 所在地等

所在地、電話番号等連絡先及び金融機関口座番号については、変更ございません。

3. 権利・義務

一般財団法人への移行後におきましても、法令に基づき、法人としてはその同一性を持ち存続しております。

従って、既存の契約があり、かつその契約期間が平成23年4月1日を超えて継続する場合は、平成23年4月1日を以て「財団法人機械振興協会」の契約上の地位を「一般財団法人機械振興協会」に承継いたします。

以上